

京都市告示第278号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成16年9月13日

京都市長 榊本頼兼

名称	位置	区域	供用開始の期日
南禅寺草川公園	左京区南禅寺草川町	左京区南禅寺草川町 38-8	告示の日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)